

資格登録停止措置の概要

- 1. 資格登録停止措置業者名
株式会社大林組(東京都港区港南2-15-2)[1000002007]
大林道路株式会社(東京都港区港南2-15-1)[1000002008]
株式会社本間組(新潟県新潟市中央区西湊町通三ノ町3300-3)[1000012785]
- 2. 資格登録停止措置の期間
令和8年8月26日 ~ 令和8年9月8日(2週間)
- 3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社が所掌する地域
- 4. 事実概要
当該資格登録者は、「東名阪自動車道(特定更新等)津島高架橋他3橋(下り線)床版取替工事」(名古屋支社発注)において、ベルトスリング先端のフックが枕木に引っ掛かり、巻き上げ中に外れた反動で作業員が左目を負傷する事故を生じさせた。
- 5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)